

## プラスチック製買物袋の有料化義務化に向けた制度見直しの骨子(案)

### 1. 見直しの目的

- 「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月31日決定)では、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の1つとして、リデュース等の徹底を位置付けた。その取組の一環としてレジ袋有料化義務化(無料配布禁止等)を行い、消費者のライフスタイル変革を促すこととしている。
- このため、プラスチック製買物袋を含む容器包装の使用合理化に係る取組を定める容器包装リサイクル法(以下「法」という。)の枠組みを基本としつつ、省令※の見直し等を通じて、公平かつ実効的な有料化義務化を迅速に実施し、プラスチック製買物袋の使用合理化に向けて国民的理解を醸成していくこととする。

※小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

### 2. 制度改正のイメージ

#### (1) プラスチック製買物袋の有料化の義務づけ

- プラスチック製の買物袋※について 有料化の義務づけを行うこととすべきではないか。

※現行法では、小売事業を行う際には、容器包装の使用の合理化が義務づけられており(法第7条の4第1項)、具体的手段として、①容器包装の有料化、②容器包装を利用しない場合のポイント還元、③マイバックの提供、④声かけの推進等、のいずれかを行うことが定められている(省令第2条第1項)。今般、プラスチック製買物袋については、①のみに限定。それ以外の容器包装(紙袋等)については、引き続き使用の合理化に向けて複数の手段のうちいずれかの対応を行うこととなる。

#### (2) 対象となるプラスチック製買物袋

- 有料化義務づけの対象となるプラスチック製買物袋は、①消費者が商品の購入に際し商品を持ち運ぶために用いる※、②プラスチック製の袋とすべきではないか(用途、素材及び形状による特定)。

※例えば、衛生管理の観点から、マイバッグなどでは代替することが困難であって、持ち手のない極めて薄手の袋(例えば、鮮魚や精肉等を入れるいわゆるロール袋等)は対象外。

- 消費者のライフスタイル変革を促すべく、プラスチック製買物袋については有料化することを基本とした上で、「プラスチック資源循環戦略」に掲げた基本原則である 3R+Renewable の推進の観点も踏まえ、取組の先行する諸外国の事例も参考としつつ、以下のような場合について、義務づけ対象外とすることは考えられるか。
  - 海洋生分解性プラスチック製の袋であって相応の機能を有するもの
  - バイオマスプラスチックを用いた袋
  - 一定以上厚みがあり耐久性に優れた繰り返し利用可能な袋

### (3) 有料化のあり方

- プラスチック製買物袋の価格設定については、サイズ・用途や仕入れ主体・方法などにより、様々なケースが考えられることから、各事業者が消費者のライフスタイル変革を促すという本制度の趣旨・目的を踏まえつつ、自ら設定するものとすべきではないか。
- また、プラスチック製買物袋の売上げの使途についても、各事業者が本制度の趣旨・目的を踏まえつつ、自ら決定・選択するものとすべきではないか。

### (4) 対象業種

- 競争上の不公平を生じないよう、あらゆる業種においてプラスチック製買物袋有料化等による削減努力がなされることが必要。既存制度の枠組みを最大限活用した上で、自主的取組も含めて同様の措置が講じられるように推奨すべきではないか。

### (5) 中小企業・小規模事業者等への配慮

- プラスチック製買物袋の有料化義務づけについては、事業者の規模にかかわらず一律に対象とすることが適切だが、中小企業・小規模事業者などの状況を十分踏まえた必要な措置を講じるべきではないか。

#### (6)実施時期

- 実施にあたっては、システムの変更やプラスチック製買物袋の仕様変更等にかかる 準備期間も十分に考慮しつつ、早ければ来年4月1日での施行を目指す ことでよいか。

#### (7)フォローアップ

- 実効性の確保にあたっては、法に基づく定期報告、勧告、命令、罰則等に加え、各業界における 取組状況の自主的な情報発信等 を実施することも推奨すべきではないか。
- 今後、施行状況を確認しつつ、見直しを行っていくべきではないか。

### **3. 事業者への周知・国民理解の促進に向けて**

- 国は、以下のような取組により、対象となる事業者への周知や国民理解の促進に努めるべきではないか。
  - プラスチック製買物袋有料化にあたってのガイドラインの策定
  - 各種メディアを通じた国民向け周知広報、各業界・各自治体への説明会等の実施
  - 問い合わせ窓口の設置